

高知県あったかふれあいセンター機能強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県あったかふれあいセンター機能強化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助事業)

第2条 県は、社会福祉法第6条第2項に規定する、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備を念頭に、市町村が実施するあったかふれあいセンター（高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱第3条第1項に規定する「あったかふれあいセンター」をいう。以下同じ。）の機能強化等に向けた事業又はあったかふれあいセンターの設置に向けた検討に係る事業（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費、補助率等)

第3条 前条に規定する補助事業における補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された補助額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助対象市町村)

第4条 補助の対象とする市町村は、次に掲げるものとする。

- (1) あったかふれあいセンター事業を実施する市町村のうち、包括的な支援体制にあったかふれあいセンターを位置づけ、活用することを検討するとともに、補助事業を実施する年度のあったかふれあいセンター事業に、国の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の生活困窮者支援等のための地域づくり事業（以下「地域づくり事業」という。）を活用する市町村。
- (2) あったかふれあいセンター事業を実施していない市町村のうち、地域づくり事業を活用する市町村。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式によるものとする。

2 市町村は、前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該市町村に通知するものとする。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、市町村は、補助事業を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容等を変更しようとする場合は、事前に別記第2号様式による補助事業変更承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。ただし、軽微な変更（補助金交付決定額の20パーセントを超えない減額変更をしようとする場合の変更をいう。）は、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による事業の中止（廃止）申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、補助事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第2条に規定する補助目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (7) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (8) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (9) 補助事業の実施において物品を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。
- (10) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと、間接補助金の交付対象としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行上必要があると認めて知事が指示した事項

(状況報告及び調査)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、市町村に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告等)

第9条 市町村は、補助事業が完了した場合は、別記第4号様式による実績報告書を、補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

2 市町村は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金から減額して報告しなければならない。

3 市町村は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の規定により実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第5号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第12条 知事は、補助事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完成しないとき又は補助事業の実施が不相当であると認められるとき。
- (2) 支出額が予算額に比べて著しく減少したとき。
- (3) 補助事業の契約の相手方が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市町村がこの要綱の規定に違反したとき。

(情報の開示)

第13条 補助事業又は補助金の交付申請を行う市町村に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年5月31日限りで、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により交付された補助金については、第7条第1項第4号から第7号まで第8条、第9条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1 (第3条関係)

補助対象経費		補助率	補助限度額
(1) 助言及び指導のためのアドバイザーの招へい (2) 会議及び協議会の設置・運営 (3) 先進地視察 (4) 地域住民等に対する周知・啓発	左記に係る経費のうち、次に掲げる経費 ・報償費 ・旅費 ・需用費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料	1 / 2	2,000 千円

別表第2（第7条、第12条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であると知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。